

○高岡市営駐車場条例施行規則

平成17年11月1日  
規則第150号

(趣旨)

第1条 この規則は、高岡市営駐車場条例(平成17年高岡市条例第172号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用手続)

第2条 条例第2条に規定する駐車場(以下「駐車場」という。)を利用する者は、入場するとき駐車券(様式第1号)の交付を受け、退場するときこれを係員に提出し、駐車時間に相当する料金を納付しなければならない。ただし、高岡市営福岡駅前駐車場及び高岡市営福岡駅西駐車場を除く。

2 前項の場合において、回数駐車券(様式第2号)、パーキングカード(様式第3号)又は定期駐車券(様式第4号)を利用する者は、料金の納付に代えて当該駐車券を提出し、又は提示しなければならない。

(駐車券の紛失届)

第3条 駐車券を紛失した者は、駐車券紛失届(様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。

(料金の特例)

第4条 条例第6条第1項に規定する公共交通機関は、西日本旅客鉄道株式会社又はあいの風とやま鉄道株式会社が経営する公共交通機関とする。

2 当分の間、条例第6条第1項の規則で定める料金、規則で定める率及び規則で定める額並びにその適用については、次のとおりとする。

料金	率又は額	適用
高岡市営高岡中央駐車場及び高岡市営高岡駅南駐車場の普通車に係る普通駐車料金	100分の80	市が設置する公共交通機関利用認証機(北陸新幹線の利用認証機を除く。)により駐車券が処理されている場合
高岡市営高岡中央駐車場の普通車に係る普通駐車料金(入場から168時間以内の場合に限る。)	全額	市が設置する公共交通機関利用認証機(北陸新幹線の利用認証機に限る。)により駐車券が処理されている場合
高岡市営新高岡駅前南駐車場、高岡市営新高岡駅立体駐車場、高岡市営新高岡駅第1駐車場、高岡市営新高岡駅第2駐車場及び高岡市営新高岡駅第3駐車場の普通車に係る普通駐車料金(入場から24時間を超えた場合に限る。)	600円	

3 条例第6条第2項の規則で定める料金及び規則で定める率並びにその適用については、次のとおりとする。

料金	率	適用
高岡市営駐車場の普通車に係る普通駐車料金	100分の80	<u>条例第6条第2項各号</u> に規定する手帳が提示された場合

(特定商業団体等が購入する回数駐車券の額の特定)

第5条 条例第9条第2項の規則で定める場合は、回数駐車券を1回当たり50組を超えて購入する場合とし、同項の規則で定める率は、100分の60とする。

(料金不徴収の駐車券の交付)

第6条 条例第10条に規定する自動車を駐車させようとする者は、その旨を申し出て公用印を押印した駐車券の交付を受けなければならない。

(料金の還付)

第7条 条例第11条ただし書の規定により還付する定期駐車料金の還付の額は、駐車場の供用を休止した日数をその月の日数で除して得た数を当該定期駐車料金に乗じて得た額とする。ただし、還付の額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 条例第11条ただし書の規定により料金の還付を受けようとする者は、料金還付請求書(様式第6号)を指定管理者に提出しなければならない。

(定期駐車券)

第8条 定期駐車券を購入しようとする者は、定期駐車券購入申込書(様式第7号)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 定期駐車券は、有効期間の開始の日7日前から発売する。
- 3 定期駐車券は、当該駐車券の購入の申込みをした者に限り使用することができる。
- 4 指定管理者は、定期駐車券を不正に使用した者に対し、以後の使用を停止することができる。
- 5 定期駐車券による駐車場所の指定及び自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)の規定による車庫証明など特別な取扱いはしないものとする。

(駐車券の再発行)

第9条 回数駐車券及びパーキングカードは、再発行しない。

- 2 定期駐車券の記載事項に変更を生じたとき、又は汚損若しくは損傷により記載事項が不明となったときは、定期駐車券再交付申請書(様式第8号)により指定管理者に申し出て、再交付を受けるものとする。

(遵守事項)

第10条 駐車場の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所で喫煙又は火気の使用をしないこと。
- (2) 駐車場内の標識に従って自動車を運行すること。
- (3) 駐車位置について、係員の指示に従うこと。
- (4) 駐車場内で洗車しないこと。
- (5) 自動車及びその積載物等の盗難予防措置を確実にすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理について必要な指示に従うこと。

(事故報告)

第11条 指定管理者は、駐車場の管理上事故が発生したときは、直ちに事故報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(料金の受領状況等)

第12条 指定管理者は、料金の受領並びに回数駐車券及びパーキングカードの受払状況を明らかにするため、領収書の控えを保管するとともに、駐車券受払簿(様式第10号)を備え付けなければならない。

(管理日報)

第13条 指定管理者は、駐車場の管理状況を明らかにするため、駐車場利用状況報告(様式第11号)を作成し、市長に報告しなければならない。

(市長による管理)

第14条 第3条、第7条第2項、第8条第1項及び第4項、第9条第2項、第12条並びに様式第5号から様式第8号までの規定は、条例第16条の規定により市長が駐車場の管理を行う場合において準用する。この場合において、第3条、第7条第2項、第8条第1項及び第4項、第9条第2項並びに第12条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第5号から様式第8号までの規定中「指定管理者」とあるのは「高岡市長」と読み替えるものとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の高岡市有料駐車場条例施行規則(昭和48年高岡市規則第47号)又は福岡町営駐車場の設置及び管理に関する規則(昭和62年福岡町規則第4号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成17年12月22日規則第203号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

---

○高岡市ふれあい福祉センター条例施行規則等の一部を改正する規則(平成17年12月22日規則第203号)抄

(高岡市営駐車場条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第31条 この規則の施行の日の前日までに、改正前の高岡市営駐車場条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の高岡市営駐車場条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成17年12月22日規則第203号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

---

附 則(平成18年7月28日規則第41号)

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成21年3月24日規則第8号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月17日規則第31号)  
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の高岡市駐車券条例施行規則の規定により交付されている定期駐車券は、改正後の高岡市駐車券条例施行規則の規定により交付された定期駐車券とみなす。

附 則(平成23年12月26日規則第40号)

この規則中第1条の規定は平成24年1月1日から、第2条の規定は平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第22号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成24年10月23日規則第44号)

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則(平成26年3月29日規則第8号)

この規則中様式第1号の改正規定は平成26年3月29日から、第5条及び様式第2号の改正規定は同年4月1日から施行する。

附 則(平成26年8月21日規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の高岡市営駐車場条例施行規則の規定により交付されている定期駐車券は、改正後の高岡市営駐車場条例施行規則の規定により交付された定期駐車券とみなす。

附 則(平成27年3月5日規則第6号)

この規則は、平成27年3月14日から施行する。

附 則(平成27年3月24日規則第12号)

この規則は、平成27年3月31日から施行する。

附 則(平成27年4月1日規則第56号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の高岡市営駐車場条例施行規則第4条第2項の表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収する駐車料金の額から適用する。

附 則(平成28年3月31日規則第36号)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則(平成28年5月31日規則第45号)

この規則は、平成28年6月4日から施行する。

附 則(平成29年3月21日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年2月27日規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、この規則の施行の日以後に駐車する自動車について適用し、同日前に駐車したのものについては、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月26日規則第13号)

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

附 則(令和元年12月19日規則第27号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日規則第19号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月28日規則第63号)

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和4年3月1日規則第1号)

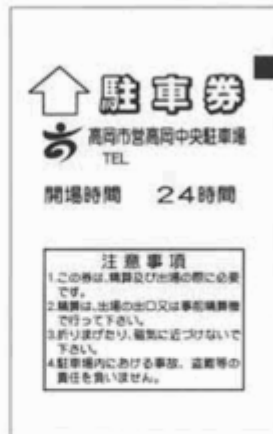
この規則は、令和4年3月7日から施行する。

[様式第1号\(第2条関係\)](#)

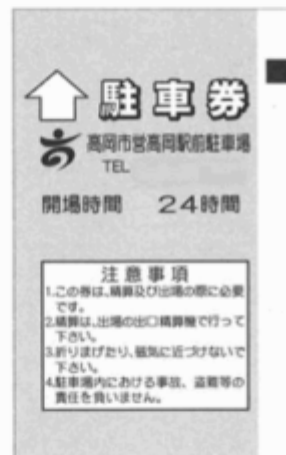


様式第1号(第2条関係)

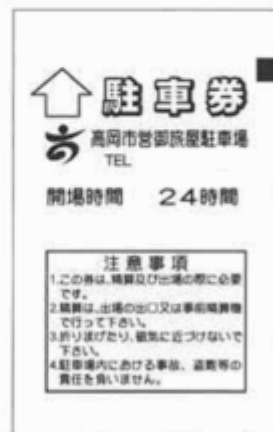
(1) 高岡市営高岡中央駐車場



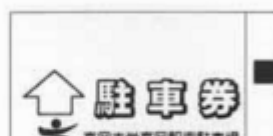
(2) 高岡市営高岡駅前駐車場

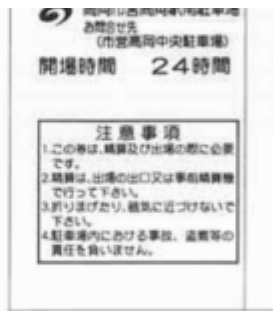


(3) 高岡市営御旅屋駐車場

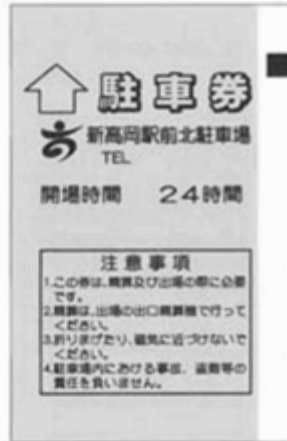


(4) 高岡市営高岡駅南駐車場

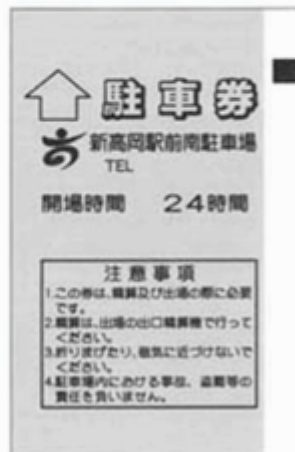




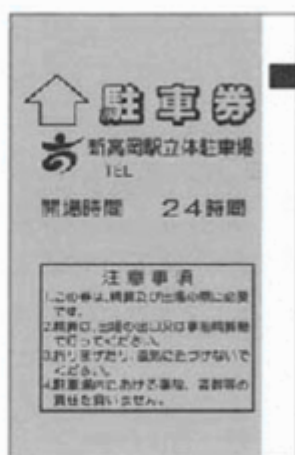
(5) 高岡市営新高岡駅前北駐車場



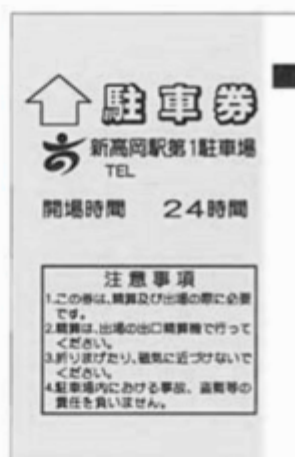
(6) 高岡市営新高岡駅前南駐車場



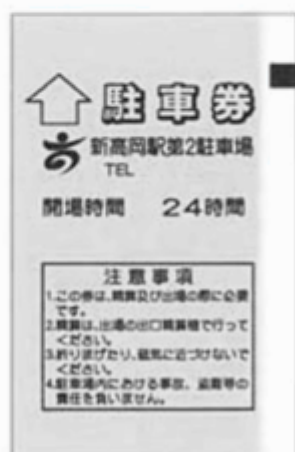
(7) 高岡市営新高岡駅立体駐車場



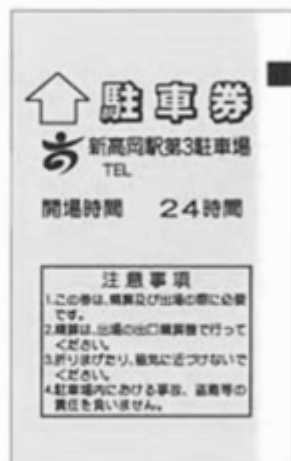
(8) 高岡市営新高岡駅第1駐車場



(9) 高岡市営新高岡駅第2駐車場



(10) 高岡市営新高岡駅第3駐車場

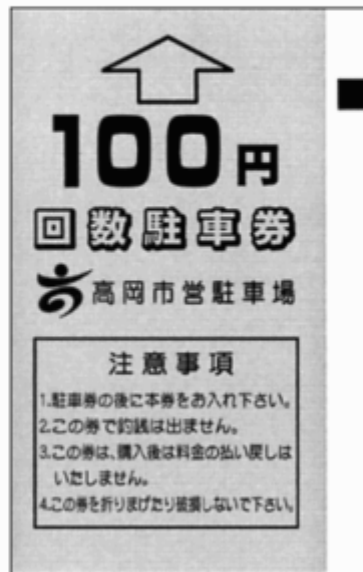




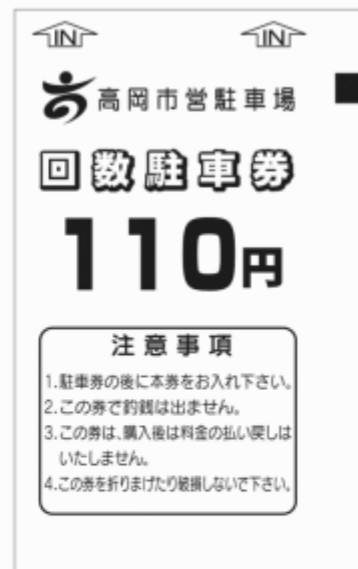


様式第2号(第2条関係)

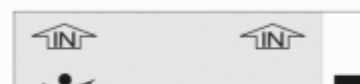
(1) 100円券




(2) 110円券



(3) 200円券



 高岡市営駐車場

回数駐車券


200円

注意事項

1. 駐車券の後に本券をお入れ下さい。
2. この券で釣銭は出ません。
3. この券は、購入後は料金の払い戻しはいたしません。
4. この券を折りまげたり破損しないで下さい。

(4) 220円券

 高岡市営駐車場

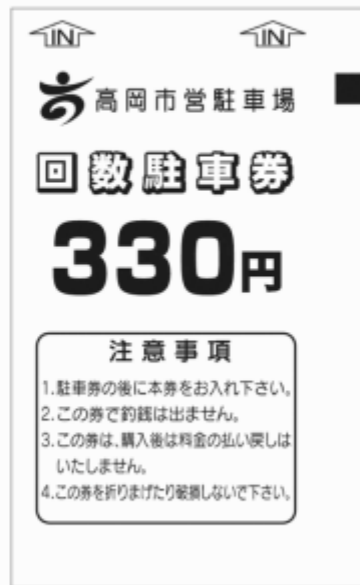
回数駐車券

220円

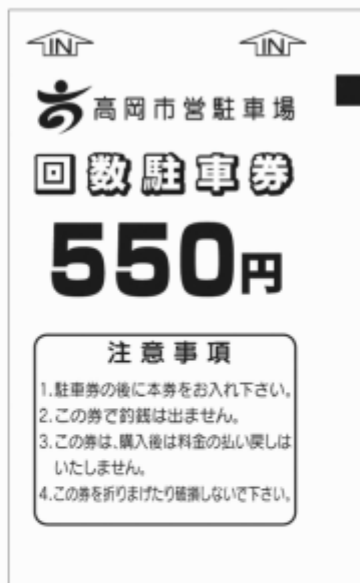
注意事項

1. 駐車券の後に本券をお入れ下さい。
2. この券で釣銭は出ません。
3. この券は、購入後は料金の払い戻しはいたしません。
4. この券を折りまげたり破損しないで下さい。

(5) 330円券



(6) 550円券



様式第3号(第2条関係)

(表)

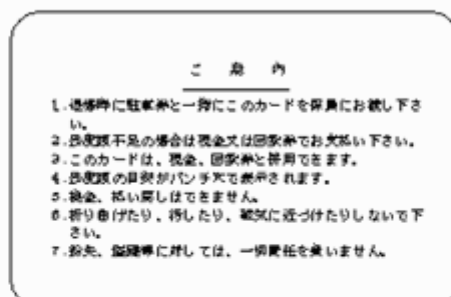
(1) 3,300円分利用券



(2) 5,500円分利用券



(裏)

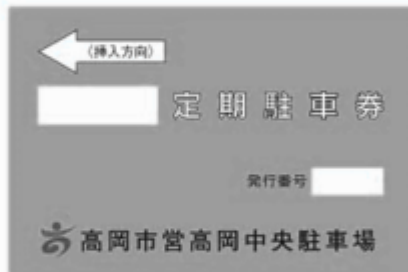




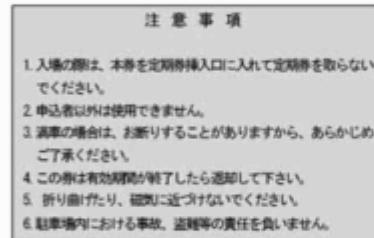
## 様式第4号(第2条関係)

### (1) 高岡市営高岡中央駐車場

(表)

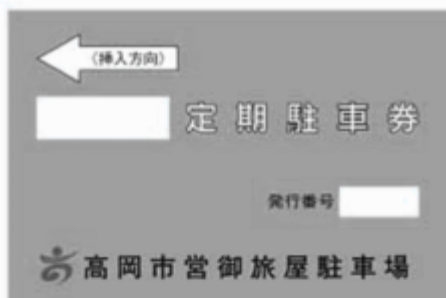


(裏)

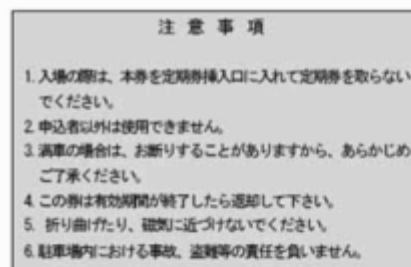


### (2) 高岡市営御旅屋駐車場

(表)

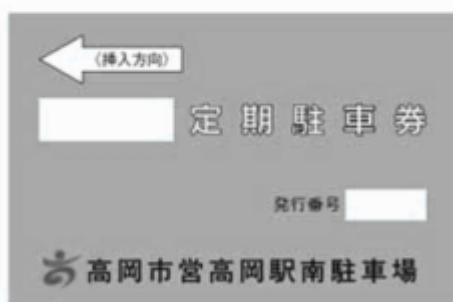


(裏)

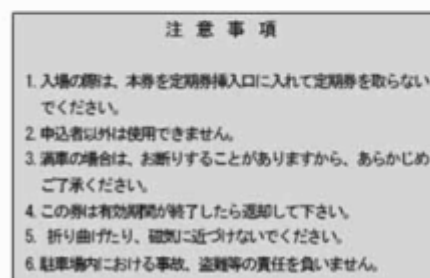


### (3) 高岡市営高岡駅南駐車場

(表)



(裏)




### (4) 高岡市営福岡駅前駐車場

発行番号

注意 1 申込者以外は、使用できません。

## 定期駐車券

有効期間 年 月 日から  
年 月 日まで

 高岡市宮福岡駅前駐車場

高岡市長

- 2 車内品の盗難には責任を負いません。
- 3 故意又は過失により事故及び第三者に損害を与えても、市は責任を負いません。
- 4 有効期間が切れたり、不審になった場合は、必ずお返しください。
- 5 前面ガラスの見やすい所に表示してください。

### (5) 高岡市宮福岡駅西駐車場

## 発行番号

## 定期駐車券

有効期間 年 月 日から  
年 月 日まで

 高岡市宮福岡駅西駐車場

高岡市長

- 注意 1 半運賃以外は、復帰できません。
- 2 車内品の盗難には責任を負いません。
  - 3 故意又は過失により事故及び第三者に損害を与えても、市は責任を負いません。
  - 4 有効期間が切れたり、不審になった場合は、必ずお返しください。
  - 5 前面ガラスの見やすい所に表示してください。



様式第5号(第3条関係)

指定管理者	あて	年 月 日	
		住所	
		届出者	
		氏名	
		電話番号	
駐 車 券 紛 失 届			
<p>私は、高岡市営 駐車場の(普通・定期)駐車券を紛失しましたので、お届けします。</p> <p>なお、このことについては、すべての責任を負うとともに損害賠償等の必要が生じたときは、私の責任において処理いたします。</p>			
車 両 番 号			
車両所有者	住 所		
	氏 名		運転免許証番号
※ 利 用 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
※ 種 類 及 び 金 額			
発 行 日		年 月 日	
※ 再 発 行 番 号		取扱者印	
備考 ※印の欄は、定期駐車券利用の方のみ記入してください。			

[様式第6号\(第7条関係\)](#)

様式第6号(第7条関係)

料 金 還 付 請 求 書			金額	円
高岡市営駐車場条例第11条ただし書による還付金				
種 別			計	(休止日数又は残日数) (定期駐車金額) × <u>                    </u> (有効期間日数)
内 訳	金 額 有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	算	
<p>上記金額を請求します。                     年 月 日</p> <p>指定管理者                      あて</p> <p style="text-align: right;">住 所 請求者 氏 名</p>				

[様式第7号\(第8条関係\)](#)

様式第7号(第8条関係)

年 月 日		
指定管理者	あて	
住所 申込者 氏名 定期駐車券購入申込書		
駐 車 場 名	高岡市営 駐車場	
車 両 番 号		
車両所有者	住 所	電話番号
	氏 名	
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
種 類 及 び 金 額		
発 行 日	年 月 日	
発 行 番 号	取扱者印	
発 行 条 件		
1 申込者以外は、駐車できません。 2 駐車の場所は、特定しません。 3 自動車の保管場所の証明は、いたしません。 4 虚偽の記載をしたり、不正使用したときは、以後の使用を停止することがあります。 5 紛失の場合は、特別の理由がないかぎり再発行しません。この場合、納入時の料金はお返ししません。 6 満車の場合は、入場をお断りします。		

[様式第8号\(第9条関係\)](#)

様式第8号(第9条関係)

年 月 日		
指定管理者	あて	
住所 申請者 氏名 定期駐車券再交付申請書		
駐 車 場 名	高岡市営 駐車場	
車 両 番 号		
車両所有者	住 所	電話番号
	氏 名	
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
種 類 及 び 金 額		
発 行 日	年 月 日	
再 発 行 番 号		取扱者印
再 発 行 の 事 由		
発 行 条 件		
1 申込者以外は、駐車できません。 2 駐車場所は、特定しません。 3 自動車の保管場所の証明は、いたしません。 4 虚偽の記載をしたり、不正使用したときは、以後の使用を停止することがあります。		

[様式第9号\(第11条関係\)](#)

様式第9号(第11条関係)

		年	月	日
高岡市長	あて			
		指定管理者	印	
事 故 報 告 書				
事 項	記 事			
状 況				
処 置				
意 見				

[様式第10号\(第12条関係\)](#)



駐車場利用状況報告

高岡市営

駐車場

年 月 旬

月	駐車料金												駐車料金外収入			収入合計		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	駐車券	回数券	その他			
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
計																		

- 備考 1 ( )内は、消費税相当分を徴収した台数及び金額で内数  
 2 単純回転率=総駐車台数÷(収容能力台数×稼働日数)  
 3 修正回転率=収入総金額÷(収容能力台数×1時間当たりの駐車料金×稼働日数)  
 4 利用率=(修正回転率÷開場時間(15時間))×100  
 5 平均駐車時間=(収入総金額×60分)÷(総駐車台数×1時間当たりの駐車料金)

単 回 轉 率	純 回 轉 率	修 正 回 轉 率	利 用 率	平 均 駐 車 時 間
			%	分

○高岡市営駐車場条例

平成17年11月1日  
条例第172号

(趣旨)

第1条 この条例は、高岡市が設置する有料駐車場(以下「駐車場」という。)の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この条例において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 普通車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車、準中型自動車、大型自動車及び普通自動二輪車(側車付きのものに限る。)をいう。
- (2) 大型車 道路交通法第3条に規定する大型自動車及び中型自動車をいう。
- (3) 自動二輪車 道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車(側車付きのものを除く。)をいう。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
高岡市営高岡中央駐車場	高岡市下関町6番11号
高岡市営高岡駅前駐車場	高岡市下関町295番地16
高岡市営御旅屋駐車場	高岡市御旅屋町1222番地1
高岡市営高岡駅南駐車場	高岡市駅南五丁目801番地7
高岡市営新高岡駅前北駐車場	高岡市下黒田1529番地
高岡市営新高岡駅前南駐車場	高岡市下黒田3014番地
高岡市営新高岡駅立体駐車場	高岡市下黒田3001番地
高岡市営新高岡駅第1駐車場	高岡市下黒田3018番地
高岡市営新高岡駅第2駐車場	高岡市下黒田3007番地
高岡市営新高岡駅第3駐車場	高岡市下黒田3002番地
高岡市営福岡駅前駐車場	高岡市福岡町下蓑新428番
高岡市営福岡駅西駐車場	高岡市福岡町下蓑新472番

(指定管理者による管理)

第2条の2 駐車場(高岡市営福岡駅前駐車場及び高岡市営福岡駅西駐車場を除く。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第2条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の供用に関する業務
- (2) 利用に係る料金の徴収に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用時間等)

第3条 駐車場の利用時間は、午前零時から午後12時までとする。ただし、指定管理者は、整備その他管理上やむを得ない理由によるものと認めるときは、市長の承認を得て、駐車場の全部又は一部の利用を休止することができる。

2 駐車場の1回の利用は、入場の日から起算して30日を超えることができない。ただし、あらかじめ指定管理者に申し出て、その承認を得た場合はこの限りでない。

第4条 削除

(駐車料金)

第5条 駐車場の駐車料金(以下「料金」という。)の額は、[別表](#)に定める額とする。ただし、料金の合計額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。



2 指定管理者は、駐車場を利用する自動車の形状その他の理由により必要があると認めるときは、[前項](#)の規定にかかわらず、当該自動車と異なる駐車区分を適用することができる。

(駐車料金の特例)

第6条 公共交通機関(基幹的なものであって、規則で定めるものに限る。)を利用するため駐車場に駐車させた自動車に係る料金で規則で定めるものの額は、[別表](#)に定める額に100分の80以上、100分の100未満の範囲内で規則で定める率を乗じて得た額又は[別表](#)に定める額から規則で定める額を減じて得た額により算定した額とすることができる。ただし、料金の合計額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 次に掲げる者が使用し、又は同乗する自動車に係る料金で規則で定めるものの額は、[別表](#)に定める額に100分の80以上、100分の100未満の範囲内で規則で定める率を乗じて得た額により算定した額とすることができる。ただし、料金の合計額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 富山県療育手帳交付要綱(昭和49年富山県告示第165号)の規定による療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(駐車券の発行)

第7条 指定管理者は、駐車券のほか、駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)の利便を図るため、回数駐車券及びパーキングカードを発行する。ただし、次に掲げる駐車場については、回数駐車券及びパーキングカードを使用することができない。

(1) 高岡市営高岡駅前駐車場

(2) 高岡市営福岡駅前駐車場

(3) 高岡市営福岡駅西駐車場

2 指定管理者は、[前項](#)に規定するもののほか、利用者の利便を図るため、定期駐車券を発行する。ただし、次に掲げる駐車場については、この限りでない。

(1) 高岡市営高岡駅前駐車場及び高岡市営オタヤグリーンパーキング

(2) 高岡市営新高岡駅前北駐車場

(3) 高岡市営新高岡駅前南駐車場

(4) 高岡市営新高岡駅立体駐車場

(5) 高岡市営新高岡駅第1駐車場

(6) 高岡市営新高岡駅第2駐車場

(7) 高岡市営新高岡駅第3駐車場

3 指定管理者は、[前項](#)の定期駐車券の発行については、駐車場の利用状況を勘案し、その発行を制限することができる。

(料金の徴収)

第8条 料金は、自動車を駐車させた者から自動車を退場させるときに徴収する。ただし、[前条](#)の規定により回数駐車券、パーキングカード又は定期駐車券を発行する場合は、その発行の際、徴収する。

(特別駐車券の発行許可等)

第9条 指定管理者は、商業振興上特に必要と認めた団体等(以下「特定商業団体等」という。)に、駐車場の利用について、特定商業団体等が利用者に代わり駐車場の料金を回数駐車券により納付することを確約する証票(以下「特別駐車券」という。)の発行を許可することができる。

2 [前項](#)の場合において、特定商業団体等が特別駐車券に係る料金の納付のために購入する回数駐車券の額は、[別表](#)に定める額に100分の80(規則で定める場合は、100分の60以上、100分の80未満の範囲内で規則で定める率)を乗じて得た額とする。

(料金の不徴収)

第10条 [次の各号](#)のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合においては、料金を徴収しない。

(1) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 駐車場の付近において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他緊急を要する公務を行うため使用する自動車

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認めて駐車させる自動車

(料金の不還付)

第11条 既納の料金は、還付しない。ただし、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) [第3条ただし書](#)の規定により駐車場の全部又は一部の利用を休止したとき。

(2) [前号](#)に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(利用できる自動車の種類)

第12条 駐車場を利用できる自動車の種類は、次のとおりとする。

駐車場	利用できる自動車の種類
高岡市営高岡中央駐車場	普通車、大型車及び自動二輪車
高岡市営高岡駅前駐車場	普通車
高岡市営御旅屋駐車場	普通車及び大型車
高岡市営高岡駅南駐車場	普通車
高岡市営新高岡駅前北駐車場	
高岡市営新高岡駅前南駐車場	
高岡市営新高岡駅立体駐車場	普通車、大型車及び自動二輪車
高岡市営新高岡駅第1駐車場	普通車
高岡市営新高岡駅第2駐車場	
高岡市営新高岡駅第3駐車場	
高岡市営福岡駅前駐車場	
高岡市営福岡駅西駐車場	

(駐車拒否)

第13条 指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合には、駐車を拒否することができる。

- (1) 当該自動車が発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の施設、設備等を損傷するおそれのあるとき。
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第14条 利用者は、駐車場において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設、設備等を汚染し、又は損傷すること。
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(長期駐車している自動車に対する措置)

第14条の2 指定管理者は、[第3条第2項](#)の規定に違反している自動車に対し、移動、撤去その他必要な措置を講ずることができる。

(損害賠償の義務)

第15条 利用者は、駐車場の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 利用者が第三者に損害を及ぼしたときは、その責めを負わなければならない。
- 3 市は、駐車中の自動車又は積載物について、天災、地変その他市の責めに帰さない理由によって生じた損害については、その責めを負わない。

(市長による管理)

第16条 高岡市営福岡駅前駐車場及び高岡市営福岡駅西駐車場の管理は、市長が行う。

2 [第3条](#)、[第7条](#)、[第9条](#)、[第13条](#)及び[第14条の2](#)の規定は、[前項](#)の駐車場の管理について準用する。この場合において、[第3条ただし書](#)中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「認めたときは」と、[第7条](#)、[第9条第1項](#)、[第13条各号列記以外の部分](#)及び[第14条の2](#)中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第18条 詐欺その他不正の行為により料金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の高岡市有料駐車場条例(昭和48年高岡市条例第39号)又は福岡町営駐車場の設置及び管理に関する条例(昭和62年福岡町条例第13号)(以

下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(駐車料金の徴収の特例)

- 4 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間、高岡市営高岡駐車場、高岡市営高岡中央駐車場、高岡市営御旅屋駐車場又は高岡市営オタヤグリーンパーキングに普通車(高岡市営高岡中央駐車場にあっては、自動二輪車を含む。)を駐車し、1時間以内に退場した場合は、[別表](#)の規定にかかわらず、料金を徴収しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の高岡市営駐車場条例第9条第1項の規定によりなされた許可は、改正後の高岡市営駐車場条例第9条第1項の規定によりなされた許可とみなす。

附 則(平成18年6月22日条例第27号)

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成19年9月20日条例第38号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年6月19日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に入場した自動車に対する改正後の第3条第2項の規定の適用については、同項中「入場の日」とあるのは、「高岡市営駐車場条例の一部を改正する条例(平成20年高岡市条例第32号)の施行の日」とする。

附 則(平成22年9月27日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高岡市営駐車場条例(以下「改正後の条例」という。)別表の2高岡市営高岡駐車場の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に高岡市営高岡駐車場に入場する自動車について適用し、施行日前から引き続き高岡市営高岡駐車場に駐車している自動車の施行日以後の当該駐車に係る料金の額は、当該駐車に係る時間を考慮して市長が定める額とする。
- 3 施行日前から引き続き高岡市営高岡駐車場に駐車している自動車に対する改正後の条例第3条第2項の規定の適用については、同項中「入場の日」とあるのは、「高岡市営駐車場条例の一部を改正する条例(平成22年高岡市条例第20号)の施行の日」とする。
- 4 この条例の施行の際現に富山県企業局組織規程の一部を改正する管理規程(平成22年富山県公営企業管理規程第8号)による改正前の富山県営駐車場管理規程(昭和51年富山県公営企業管理規程第9号)第4条の規定により発行されている駐車券(様式第1号の3)は、改正後の条例第7条第1項の規定により発行された駐車券とみなす。

附 則(平成23年12月19日条例第30号)

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成24年3月22日条例第14号)

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成24年9月26日条例第23号)

この条例は、平成24年12月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成26年3月29日から、第2条並びに次項及び附則第3項の規定は同年4月1日から、第3条の規定は規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第5号で平成27年3月14日から施行)

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の高岡市営駐車場条例(以下「新条例」という。)別表1の表、2の表、4の表及び6の表の規定は、第2条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収する高岡市営高岡駐車場、高岡市営高岡中央駐車場、高岡市営御旅屋駐車場及び高岡市営高岡駅南駐車場の駐車料金の額に適用し、施行日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

3 第2条の規定の施行の日前に発行した定期駐車券及び回数駐車券(310円券及び520円券に限る。)については、新条例の規定にかかわらず、なお使用することができる。

附 則(平成26年6月26日条例第71号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 公布の日
- (2) 第1条中第2条の表、第4条、第7条第1項第3号、同項第4号、第12条第8号、同条第9号、第16条第2項及び別表7の改正規定 平成26年9月1日
- (3) 第1条中第7条第2項及び別表5の表の改正規定 平成27年3月31日までの間において規則で定める日(平成27年規則第13号で平成27年3月31日から施行)
- (4) 第1条中第2条の2及び第16条第1項の改正規定 平成27年4月1日

附 則(平成28年3月23日条例第21号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成28年7月1日から施行する。

附 則(平成28年12月14日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月21日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月26日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。(経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の高岡市営駐車場条例(以下「新条例」という。)別表1の表から別表10の表までの規定は、第2条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収する駐車料金の額に適用し、施行日前に徴収したものについては、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定の施行日前に発行した定期駐車券及び回数駐車券(210円券、320円券及び540円券に限る。)については、新条例の規定にかかわらず、なお使用することができる。

附 則(令和元年9月30日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月19日条例第40号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年9月29日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。(経過措置)
- 2 改正後の高岡市営駐車場条例(以下「新条例」という。)別表3の表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収する駐車料金の額に適用し、施行日前に徴収したものについては、なお従前の例による。ただし、施行日前に徴収するものであっても、別表3の表の規定のうち定期駐車料金の全日に係る駐車料金の額は、利用期間が施行日以後である場合、新条例の規定を適用する。

別表(第5条、第6条、第9条関係)

1 高岡市営高岡中央駐車場

駐車区分	種別		利用時間	金額(1台)	
自動二輪車	普通駐車料金	基本料金	入場から30分以内	無料	
			入場から30分を超え1時間以内	110円	
		追加料金	午前7時から午後12時まで	30分ごとに	55円
				4時間を超える場合は	440円
			午前零時から午前7時まで	220円	
普通車	普通駐車料金	基本料金	入場から30分以内	無料	

			入場から30分を超え1時間以内	330円	
			追加料金	午前7時から午後10時まで	30分ごとに 110円
				午後10時から翌日午前7時まで	2時間ごとに 110円
			入場から24時間以内は、1,100円を限度とし、入場から24時間を超える場合は、24時間ごとに880円を限度とする。		
	定期駐車料金		昼間(午前6時から午後11時まで)	1箇月 11,000円	
			夜間(午後6時から翌日午前8時まで)	1箇月 7,700円	
			全日(午前零時から午後12時まで)	1箇月 16,500円	
大型車	普通駐車料金	基本料金	入場からその日の午後12時まで	1,100円	
		追加料金	入場した日の翌日以降	1日ごと 1,100円	

## 2 高岡市営高岡駅前駐車場

駐車区分	種別		利用時間	金額(1台)
普通車	普通駐車料金	基本料金	入場から30分以内	無料
			入場から30分を超え1時間以内	400円
		追加料金	午前零時から午後12時まで	30分ごとに 100円

## 3 高岡市営御旅屋駐車場

駐車区分	種別		利用時間	金額(1台)
普通車	普通駐車料金	基本料金	入場から60分以内	無料
			入場から60分を超え90分以内	100円
		追加料金	午前零時から午後12時まで	30分ごとに 100円
		入場から24時間以内は、1,000円を限度とし、入場から24時間を超える場合は、24時間ごとに1,000円を限度とする。		
	定期駐車料金		夜間(午後6時から翌日午前8時まで)	1箇月 7,700円
			全日(午前零時から午後12時まで)	1箇月 11,000円
大型車	普通駐車料金	基本料金	入場からその日の午後12時まで	1,100円
		追加料金	入場した日の翌日以降	1日ごと 1,100円

## 4 高岡市営高岡駅南駐車場

駐車区分	種別		利用時間	金額(1台)
普通車	普通駐車料金	基本料金	入場から30分以内	無料

		入場から30分を超え1時間以内	110円
	追加料金	午前零時から午後12時まで	1時間ごとに 110円
	入場から24時間以内は、1,100円を限度とし、入場から24時間を超える場合は、24時間ごとに880円を限度とする。		
	定期駐車料金	午前零時から午後12時まで	1箇月 11,000円

5 高岡市営新高岡駅前北駐車場

駐車区分	種別		利用時間	金額(1台)
普通車	普通駐車料金	基本料金	入場から30分以内	無料
		追加料金	午前零時から午後12時まで	30分ごとに 100円
		入場から24時間以内は、1,200円を限度とし、入場から24時間を超える場合は、1,200円に24時間ごとに1,200円を加算した額とする。		

6 高岡市営新高岡駅立体駐車場

駐車区分	種別		利用時間	金額(1台)
普通車	普通駐車料金	基本料金	入場から30分以内	無料
		追加料金	午前零時から午後12時まで	30分ごとに 100円
		入場から12時間以内は、500円を限度とし、入場から12時間を超え24時間以内の場合は、600円とし、入場から24時間を超える場合は、600円に24時間ごとに600円を加算した額とする。		
自動二輪車	普通駐車料金	基本料金	午前零時から午後12時まで	無料
大型車	普通駐車料金	基本料金	入場から24時間以内	1,000円
		追加料金	午前零時から午後12時まで	24時間ごとに 1,000円

7 高岡市営新高岡駅前南駐車場、高岡市営新高岡駅第1駐車場、高岡市営新高岡駅第2駐車場及び高岡市営新高岡駅第3駐車場

駐車区分	種別		利用時間	金額(1台)
普通車	普通駐車料金	基本料金	入場から30分以内	無料
		追加料金	午前零時から午後12時まで	30分ごとに 100円
		入場から12時間以内は、500円を限度とし、入場から12時間を超え24時間以内の場合は、600円とし、入場から24時間を超える場合は、600円に24時間ごとに600円を加算した額とする。		

8 高岡市営福岡駅前駐車場及び高岡市営福岡駅西駐車場

駐車区分	種別	利用時間	金額(1台)
普通車	定期駐車料金	午前零時から午後12時まで	1箇月 4,700円

9 回数駐車券等

種別	区分	金額
回数駐車券料金	100円券11枚組	1,000円

	110円券11枚組	1,100円
	200円券11枚組	2,000円
	220円券11枚組	2,200円
	330円券11枚組	3,300円
	550円券11枚組	5,500円
パーキングカード料金	3,300円分利用券	3,000円
	5,500円分利用券	5,000円